

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月24日
【会社名】	株式会社朝日ラバー
【英訳名】	ASAHI RUBBER INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡邊 陽一郎
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市大宮区土手町二丁目7番2
【電話番号】	048(650)6051(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 堀 信幸
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市大宮区土手町二丁目7番2
【電話番号】	048(650)6051(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 堀 信幸
【縦覧に供する場所】	株式会社朝日ラバー 福島工場 (福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字坊頭窪1番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月21日開催の当社第52回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年6月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金10円とする。

第2号議案 定款一部変更の件

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、定款第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、定款第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、横山林吉、渡邊陽一郎、田崎益次、滝田充を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、高木和久、馬場正治、筑紫勝麿を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	29,578個	191個	- 個	99.3%	可決
第2号議案	29,556個	213個	- 個	99.2%	可決
第3号議案					
横山 林吉	29,056個	703個	- 個	97.6%	可決
渡邊 陽一郎	29,125個	634個	- 個	97.8%	可決
田崎 益次	29,125個	634個	- 個	97.8%	可決
滝田 充	29,125個	634個	- 個	97.8%	可決
第4号議案					
高木 和久	29,112個	657個	- 個	97.8%	可決
馬場 正治	29,107個	662個	- 個	97.7%	可決
筑紫 勝麿	29,077個	692個	- 個	97.6%	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号議案、第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち議決権行使書で各議案の賛否に関して確認ができた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上